

射水市耐震改修事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市耐震改修事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、本市において国の住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号国土交通省住宅局長通知）に定める建築物耐震改修事業及び建築物アスベスト改修事業の施行者（公共団体を除く。）が、国の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付け国住市第455号、国住街第237号、国住指第4984-3号、国住備第163号国土交通省住宅局長通知）に基づき国の補助を受けて行う次条に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業名	対象経費	補助率
建築物耐震改修事業	建築物（住宅以外の建築物で、公共性が高く、市長が認めるものに限る。以下同じ。）の耐震診断等に要する経費	3分の2以内
	建築物の耐震改修等に要する経費	3分の2以内
建築物アスベスト改修事業	建築物のアスベスト含有調査等に要する経費	10分の10以内 (1棟当たり25万円未満)
	建築物のアスベスト除去に要する経費	3分の2以内

(交付申請書の添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次表の別紙1から別紙4までの該当する事業の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

資料名	資料の内容
別紙1	交付申請額の算出方法および事業費の配分〔総括〕（各事業共通）
別紙2-1	建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業
別紙2-2	建築物の耐震改修又は建替えに関する事業
別紙3-1	建築物のアスベスト含有調査等に関する事業
別紙3-2	建築物のアスベスト除去に関する事業
別紙4	年度別事業計画書（各事業共通）

（交付条件）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、規則第5条の規定により当該申請者に通知するものとする。この場合において、規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容の変更をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、規則第10条の規定により市長の承認を受けること。
- (2) 経費の配分及びその使用方法については、市の当該事業に対する補助金の交付条件を遵守すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第10条に規定する補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書に事業実施状況表（別紙5）を添付し、速やかに市長に提出して、その指示を受けること。
- (4) この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

（完了実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業実績報告書収支決算書（別紙6）を添付し、市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年2月5日告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

交付申請額の算出方法及び事業費の配分〔総括〕

(単位：千円)

補助種別・事業内容・補助事業経費	補助額	基本額	額	射水市が補助する額	補助率	補助金申請額
建築物耐震改修事業			—			
建築物アスベスト改修事業			—			
交付申請額合計			—			
合計 (前回交付決定額)			—			
(変動増額)			—			

別紙 2 - 1

ア 建築物耐震改修事業（建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業費）算出内訳
 （単位：千円）

区 分	事業内容 ・事業量	事業の算出経費	射水市が補助する額
建築物の耐震診断に要する費用			
建築物の擁壁の耐震診断に要する費用			
建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用			
建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用			
合 計	/		

イ 添付書類
 耐震診断の対象となる建築物の一覧

ア 建築物耐震改修事業（建築物の耐震改修又は建替えに関する事業費）算出内訳
事業内容：

(単位：千円)

項目	事業量 (棟 ² /m ²)	当該事業 に要する 費用	補助対象 事業費	補助基本額		国庫 補助 率	交付申請 額 a	射水市の 補助額 b	割合 a/b ≤1/2
					附帯事務 費補助基 本額				
今回交付申請額					—				
既交付決定額					—				
変更増△減額					—				

- (注1) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段()書きすること。
 (注2) 建築物の耐震改修工事費は 47,300円/m² を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、80,000円/m²を乗じて得た額を限度とする。また、特に倒壊の危険が高い建物にあっては、70,950円/m²を限度とする。
 (注3) 擁壁の耐震改修に関する工事に要する費用は見付面積に対し48,000円/m²を限度とする。
 (注4) 補助基本額は、耐震改修工事費の3分の2以内の額とする。
 (注5) 事業費内訳については、必要に応じて別紙記載とし添付すること。

イ 建築物の耐震改修又は建替えに関する事業費限度額内訳

補助対象面積 (A)	m ²
事業費限度額単価 (B)	円/m ²
耐震改修工事限度額 (C) C = A × B	円
実際に耐震改修工事に要する費用 (D)	円
耐震改修工事費 (E) C > D のとき D C ≤ D のとき C	円
補助対象事業費 (F) F = E × 2/3	円
附帯事務費補助基本額 (G)	— 円
補助基本額 (H) H = F + G	円

ウ 添付書類

- ・耐震改修工事の積算内訳書等
- ・特定行政庁からの勧告書の写し又は耐震改修促進法に基づく指導の写し等
- ・耐震診断結果報告書
- ・現況写真・位置図等
(事業を行う土地の区域及び耐震改修又は建替えを行う建築物の位置等を表示すること。)
- ・耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となると認める書類の写し
(建築物の耐震改修計画の認定の写し又は全体計画の認定の写し又は確認済証の写し等) 等

建築物アスベスト改修に関する事業（アスベスト含有調査等に関する事業費）の算出内訳

(単位：千円)

項 目	事業量 (棟 ² m)	当該事業 に要する 費用	補助対象 事業費	補助基本額		国庫 補助 率	交付申請 額 a	射水市の 補助額 b	割 合 a / b
					附帯事務 費補助基 本額				
今回交付申請 額					—				
うち共通的 費用					—				
既交付決定額					—				
変更増△減額					—				

(注) 耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を、「うち共通的経費」欄に記載すること。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

- ・対象施設の名称、施行者、面積、事業費、補助対象事業費を記載
- ・アスベスト含有調査等に関する事業の積算内訳書
- ・現況写真
- ・位置図等

建築物アスベスト改修に関する事業（アスベスト除去等に関する事業費）の算出内訳

(単位：千円)

項 目	事業量 (棟 ² m)	当該事業 に要する 費用	補助対象 事業費	補助基本額		国庫 補助 率	交付申請 額 a	射水市の 補助額 b	割 合 a / b
					附帯事務 費補助基 本額				
今回交付申請 額					—				
うち共通的 費用					—				
既交付決定額					—				
変更増△減額					—				

(注) 耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を、「うち共通的経費」欄に記載すること。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

- ・対象施設の名称、施行者、面積、事業費、補助対象事業費を記載
- ・アスベスト除去等に関する事業の積算内訳書
- ・現況写真
- ・位置図等

補助事業主体名
事業主体名

年 度 別 事 業 計 画 書

(単位：戸、棟、式又は千円)

事業区分	年度計画	全体計画	過年度まで	当該年度	翌年度以降
		事業量	事業量	事業量	事業量
建築物耐震改修事業					
建築物アスベスト改修事業					

(注) 事業計画が複数となる場合においては、その全体の計画量を記載すること。

事業実施状況表

地区名等	項目	事業費	契約済 事業費	契約 年月日	契約 工期	当初の完了期日 での予定 出来高 %	備考
小計							
小計							
計							

補助事業実績報告書収支決算書

歳入決算

(単位：千円)

区 分	金 額
補 助 金	
借 入 金	
そ の 他	
計	

歳出決算

(単位：千円)

区 分	金 額
計	